

日立 I T ユーザ会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、日立 I T ユーザ会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、情報技術及び情報システムの企画、構築、運用等に関する調査・研究及び情報交換を行うことにより、会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 電子論文集の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

(組織)

第 4 条 本会の会議は、総会及び常任委員会とする。

第 5 条 本会は、常任委員会及び総会の議を経て支部を設立・廃止することができる。

第 6 条 本会は、常任委員会の議を経て分科会を設立・廃止することができる。

第 7 条 本会は、常任委員会の議を経て委員会を設立・廃止することができる。

第 8 条 本会の事務局は、株式会社日立製作所に置く。

(細則)

第 9 条 本会の会則の実施に関して必要な細則は、常任委員会の議を経て別に定める。

第 2 章 会員

(資格)

第 1 0 条 会員は、次の項のいずれかに該当する団体または事業所とする。

- (1) 株式会社日立製作所、もしくは日立グループの I T 関連製品・システムやソリューション・サービスを利用する団体またはその事業所とする。
- (2) 株式会社日立製作所の情報システム機器を使用する情報サービス事業者へ業務を委託している団体またはその事業所とする。

(入会)

第 1 1 条 入会を希望する団体または事業所は、所定の申込み手続により事務局に申し込むものとする。

- 2 会員は、支部に所属し、分科会への登録は選択することができる。
- 3 会員は、入会申込み内容に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。
- 4 会員は、第 1 2 条に定める退会の届出がなされるまで、年度毎に自動継続される。

(退会)

第 1 2 条 会員は、退会する場合、書面により事務局に届け出るものとする。

第3章 役員および会計監事

(役職および数)

第13条 本会には、次の役員および会計監事を置く。

- (1) 役員 会長 1名
副会長 2名
常任委員 20名以上30名以内
- (2) 会計監事 2名

(選任)

第14条 会長、副会長、常任委員および会計監事は、総会の決議により会員の中から選任する。

2 役員又は会計監事に欠員が生じ、かつ、本会の運営に重大な支障をきたすと判断するとき、常任委員会は欠員を補う者を推薦し、その者を会長が当該役員又は会計監事として任命することができる。

3 役員および会計監事は、相互に兼ねることはできないものとする。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、常任委員会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を遂行することが出来ない場合は、副会長がその職務を代行する。

4 常任委員は、常任委員会に出席し、会務を審議する。

5 会計監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第16条 役員及び会計監事の任期は、選任された総会の日から翌年の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 年度の途中で任命された役員及び会計監事の任期は、次の通常総会までとする。

第4章 会議

(総会の種類)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、インターネットまたは集合形式とする。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回会長が主宰する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、常任委員会がその必要を認めたとき、又は、会員の過半数から書面により請求のあったとき、会長が主宰する。

(総会の開催)

第20条 総会を開催するには、少なくとも会日の7日前までに日時、場所および議題を書面により会員に連絡しなければならない。

(総会の議長、議決)

第21条 総会の議長は、参加会員の互選により選出する。ただし、インターネット形式の場合はこの限りではない。

2 総会の議決は、参加会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、インターネット形式の場合は再議決を行う。

(総会の付議事項)

第22条 通常総会は、次の事項を付議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員および会計監事の選任
- (3) 活動報告および収支決算
- (4) 活動計画および収支予算
- (5) 外部団体への加入および脱退
- (6) その他常任委員会が必要と認めた事項

(常任委員会)

第23条 常任委員会は、必要に応じて会長が主宰する。

2 常任委員会は、本会の運営上必要な事項及び総会に付議すべき事項を審議決定する。

3 常任委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第24条 常任委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

2 常任委員は、書面又は代理人をもって議決に参加することができる。

第5章 会計および会費

(会計)

第25条 会の収入は、会費、寄付金、その他収入からなる。また、本会発展のために株式会社日立製作所から補助金を受け、その額は毎会計年度株式会社日立製作所と協議する。

2 経費は、会の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第26条 会員は、事務局からの請求に基づき、会費を納付する。会費は常任委員会及び総会の議を経て別に定めるものとし、会報の購読料を含む。

2 年度の途中で入会した会員の会費は、入会した月から年度末までの月割りとする。

3 事務局は、第12条に定める退会の申し出がない限り、第27条に定める会計年度の始めに、会員に対して会費の請求を行なう。

4 既納の会費は、返還しない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附則

- 1 会費は、年額24,000円とする。
- 2 本会則に規程のない事項及び緊急事項については、常任委員会で定める。
- 3 本会則は、2017年5月25日から実施する。

1964年 5月制定
1968年 5月改定
1969年 5月改定
1970年 5月改定
1971年 5月改定
1972年 5月改定
1973年 5月改定
1974年 5月改定
1977年 5月改定
1995年 6月改定
2000年 6月改定
2002年11月改定
2006年 6月改定
2011年 6月改定
2013年 5月改定
2017年 5月改定